

- 1 ホテルの大浴場の階段部分について、滑りによる転倒防止の安全対策が不十分であるとして債務不履行責任が認められた事例
- 2 債務不存在確認の訴えで責任の有無が争われている場合において、責任があると判断されたときに、どのような主文にすべきか（請求棄却判決をすることの当否）

対象事件：盛岡地裁平22(ワ)第101号
事件名：債務不存在確認等請求事件
年月日等：平23.3.4第2民事部判決
裁判内容：一部認容・確定
弁論終結：平成23年1月28日

参照条文

民法415条・717条1項

るほか、各種の裁判例データベースを見ると、場外馬券売り場の敷地において歩道との境界として敷かれた縁石の御影石の上で転倒した事故について損害賠償が認められた裁判例があるようである（東京地判平18.9.27〔公刊物未登載〕）。

2 講すべき安全対策の内容

本件では、被告が床材の選択ミス、滑止めや注意喚起の不徹底、手すりの不設置等を指摘しており、本判決も被告の設定した義務を前提に判断している。

転倒についての安全対策が問題とされた裁判例としては、東京地判平8.9.27判時1601号149頁、大阪高判平13.7.31判時1764号64頁等がある。なお、旅館の浴場での転倒事故の裁判例として名古屋地判平14.10.30最高裁HPがあるものの、これは事実認定のレベルで決着がつけられたものである。

以上の裁判例で問題となった事案をみると、事故当時は床が濡れていたり、汚れていたりするなど、普通とは異なる状態にあったことについて義務違反があるかどうかが問題とされている。

これに対し、本件で問題となった浴場（温泉）は普通の状態でも濡れないと滑りやすいという特性があるところ、そのような場所でどのような安全対策を講ずべきかが問題とされたという点に着目する必要がある。

本判決では、義務の具体的な内容について、「利用者に分かりやすく転倒への注意喚起の表示をしたり、……利用者の動線上に手すりを設置したりするなど、利用者が注意を払うことと相まって、トータルとして転倒を防止することができる程度の対策を講じたりすべき義務がある」と判示しているが、上記のような本件の特殊性を踏まえたものと思われる（なお、原告のホテルでは、本件事故後、床に転倒防止のためのマットを敷いたようである。）。

また、従来の裁判例では、C.S.R等の床材その

[解説]

1 事案の概要

本件は、ホテルが原告となって提起した債務不存在確認の訴えであり、被告は、そのホテルの大浴場（温泉）へ日帰り入浴に訪れ、その階段部分で滑って転倒し、肋骨骨折等の傷害を負ったと主張している者である。

原告のホテルの大浴場には、中央部分に二段の階段が設置されており、床材は大半が十和田石であったが、階段部分にはジェットバーナー仕上げがされた御影石が用いられており、かつ、階段部分に手すりはなく、転倒について注意喚起を促すような表示もされていなかった。

なお、本判決では工作物責任は否定されているが、転倒事案において工作物責任が問題となった裁判例として、東京地判平9.2.13判時953号208頁、東京地判平13.11.27判時1794号82頁等が公刊されてい

ものの滑りに関する客観的数値が重視されていたようと思われるが、本判決は、階段部分とそこに至る部分との滑りやすさの違いを根拠に義務を導き出している点が特徴的である。すなわち、階段部分以外の床には十和田石（石材の中で最も滑りにくいとされる砂岩のようである。）が用いられていたのに、階段部分には荒面処理をした御影石が用いられており、滑りにくい場所から滑りやすい場所に来たときには、滑る可能性を意識しづらい結果、予期せずして滑る可能性があることが指摘されている（小野英哲「『滑る床』をなくせ安全な床づくりのための7カ条」NIKKEI ARCHITECTURE1994年11月21日号参照）。

さらに、ジェットバナー仕上げをした御影石は温泉施設等で一般的に用いられているものであるが、本判決は、事故現場が階段部分であり、階段を下りようとする利用者がどのような姿勢になるかに着目するとともに、温泉施設では利用者がリラックスして、注意が散漫になりがちであること等を踏まえて義務を導き出しており、利用者の視点に立った検討がされていることに注意を要する。これは、安全対策の問題である以上、当然のことであろう。

なお、本判決では、床自体の滑り対策や手すりの設置をしなかったことを義務違反と捉えた方が転倒したこととの因果関係を認めやすいことが前提とされている（不作為による義務違反と損害との因果関係については、最一小判平11.2.25民集53巻2号235頁、判タ997号159頁参照）。義務の設定に当たっても、このような因果関係の立証可能性を見据える必要があろう。

3 債務不存在確認の訴えにおける問題点

債務不存在確認の訴えで責任の有無が争われている場合において、責任があると判断されたときに、単に請求棄却の判決をすべきか、一部認容判決をすべきか、議論がある（浅生重機「債務不存在確認訴訟」鈴木忠一=三ヶ月章監『新・実務民事訴訟講座(1)』366頁）。

この点について、通常は被告から損害賠償請求の反訴が提起され、債務不存在確認の本訴について实体判断はされないが（最一小判平16.3.25民集58巻3号753頁、判タ1149号294頁参照）、本件では、被告が反訴を提起しなかったことから問題となっている（原告が賠償責任保険に加入しているような場合には反訴の提起まで必要ないこともあろう。）。

本判決では、原告において責任がある場合には賠償すべき損害額を確定することを求めていることを踏まえ、損害額や過失相殺について判断され、一部認容判決がされた。このような判断は、紛争の1回的解決に資するし、当事者の意思にも合致するものと考えられる（村田長生「債務不存在確認訴訟」吉田

秀文=塙崎勤編『裁判実務大系(8)』391頁参照）。

4 まとめ

転倒事故は訴訟になっていないものも含めると相当数発生しているようである（国土技術政策総合研究所のホームページの建物事故予防ナレッジベース参照）。本判決は、本件の事実関係を踏まえた事例判断と理解すべきであろうが、本判決の前提としている利用者の立場に立った安全対策を講ずることの重要性については、つまづきによる転倒事故や、露天風呂の床の凍結による転倒事故等、さらには公共的施設での事故の事案全般にも妥当すると思われる。

（関係人仮名）

原 告：株式会社ホテルA
同代表者代表取締役：甲野 太郎
同訴訟代理人弁護士：八木橋 伸之
同 被告：菊池 尚
被 告：乙山 二郎

主 文

1 原告と被告との間において、被告が原告の営む湯の宿A内で、平成21年7月29日に転倒したことに基づく原告の被告に対する損害賠償債務は54万1000円を超えて存在しないことを確認する。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 原告と被告との間において、被告が原告の営む湯の宿A内で、平成21年7月29日に転倒したことに基づく原告の被告に対する損害賠償債務の存在しないことを確認する。

2 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成22年2月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、ホテル業を営む原告が、被告に対して、ホテル内での転倒事故に基づく損害賠償債務の存在しないことの確認を求めるとともに、不法行為（名誉毀損）に基づく損害賠償及びこれに対する不法行為日の後である訴状送達日の翌日からの民法所定の遅延損害金の支払を請求している事案である。

1 爭いのない事実等（以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲の証拠等によって容易に認定することができる事実である。）

(1) 原告は、ホテル業等を目的とする会社であり、

平成21年7月当時、湯の宿A（以下「ホテルA」という。）を営んでいた。

ホテルAの1階には男性用の大浴場があり、そこには内風呂や露天風呂がある。そして、内風呂の中央部分には2段の階段があり（以下、その階段部分を「本件階段部分」という。）、その高さは2段で合計約27センチメートル、横の長さは約3メートルである（甲1, 2、弁論の全趣旨）。

（2）被告（昭和35年12月＊日生）は、平成21年7月29日、日帰り入浴のために、ホテルAを訪れた（被告本人供述、弁論の全趣旨）。

（3）被告は、平成21年10月ころから平成22年初めにかけて、財団法人岩手県観光協会の役員らに対して、ホテルAの大浴場において転倒したとか、安全対策が一切されていなかったなどということを記載した書面を送付した（甲5ないし10、被告本人供述、弁論の全趣旨）。

2 爭点及び当事者の主張

（1）争点1（被告が本件階段部分で転倒して左肋骨骨折等の傷害を負ったか）（請求1項及び2項関係）（抗弁）

（被告の主張）

被告は、平成21年7月29日午後1時10分ころ、本件階段部分の2段の階段を下りようとしたところ、滑って左背部から転倒した（以下、被告の主張するこの件のことを便宜上「本件転倒事故」という。）。被告は、本件転倒事故によって頭部を打撲したほか、左背部を打って左肋骨を3本骨折し、全治3か月にも及ぶ重傷を負った。

（原告の主張）

被告が平成21年7月29日午後、ホテルAを訪れたことは認めるが、被告が本件転倒事故によって左肋骨骨折等の傷害を負ったことは否認する。

そもそも、浴場で転倒して背中を強打すること自体を考えにくいし、証拠上も骨折したことが明らかとなっていない。仮に被告が転倒したとしても、フロントの職員からの湿布薬の申出を断る位なので、負った傷害はたいしたものではなく、別の場所で骨折した疑いも強い。

（2）争点2（原告が本件転倒事故について損害賠償責任を負うか）（請求1項関係）（抗弁）

（被告の主張）

ア ホテルAの大浴場は施工から20年以上経過しており、床材（石材）が磨耗していたほか、本件階段部分は常にお湯で濡れており、大変滑りやすく危険であった。しかも、本件階段部分に使用されている御影石はジェットバーナー仕上げがされているとはいえ、水に濡れた場合は非常に滑りやすく、特に階段の床材への使用は不適切である。

そもそも、施工の際の設計次第で階段を設置せずに床面をフラットにすることは容易であったはずである。

イ 原告は、石鹼のようなツルツルした泉質と伝のみを強調し、泉質に合わせた床材の使用や転倒防止策への配慮を全くしていなかったし、特定建築物であるのにバリアフリー新法を遵守せず、手すりや滑止め、注意表示等の安全対策を一切施していなかった。原告には客が安全に浴場を利用することができるようすべき義務があるが、これを怠ったのであるし、本件階段部分における階段の設置及び管理にも重大な瑕疵があった。

ウ 以上より、原告は、債務不履行責任や工作物責任（不法行為責任）を負うことが明らかである。そして、原告は以上の状態を放置していたのであるから、原告に全過失がある。

（原告の主張）

ア 原告は転倒防止のために必要な措置を講じていた。脱衣室から浴室に至る踏込み部分の壁面に滑りやすくなっている旨の注意を掲げているほか、床にも「滑りやすいでお気をつけ下さい」との立看板を置いている。また、浴場内の壁面等に手すりを設置するなどしている。

そもそも、旅館業法上、転倒防止対策をとるべき義務はないし、浴場の床材についても法的規制はない。ホテルAの浴場の床材は一般的に用いられているものであり、石材の中で最も滑りにくいとされる砂岩（砂が固まった岩）を使い、さらにグラインダーで溝をついている。本件階段部分の御影石については全面に粗面仕上げをし、さらにグラインダーで溝をついている。以上のように、安全性には特に問題ない。

このように原告としては転倒防止措置を講じていたにもかかわらず、被告の不注意により転倒してしまったのであるから、原告に責任はない。

イ 大浴場の内風呂の中央部分に階段が存在するのは、浴場の入口に近い部分の床の高さを低くすることで、高齢者や足の不自由な人が浴槽に入りやすくするためである。それ以外の人は、2段の階段を上がった後、浴槽の縁の階段を下りて浴槽に入るようになっているが、床が低いままだと浴槽に入りづらいので床を高くしている。

また、本件階段部分に手すりを設置していないのは、階段の段差が小さく、踏み面を大きくとっているため、その必要性がないからである。階段の脇には袖壁（手すり壁）があり、これに手をはわせて階段を上り下りすることもできるので問題ない。

（3）争点3（被告の損害額）（請求1項関係）（抗弁）

（被告の主張）

被告は、本件転倒事故によって次のような損害を被

った。

ア 入浴料 1000円

入浴後間もなく本件転倒事故に遭ったため入浴目的を果たしていない。

イ 治療費 4万円

診療代(4000円ないし5000円程度を5回), 薬代(2000円ないし3000円程度を6回), 市販薬・医療補助器具代(5000円程度), 交通費(1万円程度のタクシー代)を支出した。

ウ 休業損害金 30万円

被告は不動産業に従事しているところ、少なくとも1か月間休業した。

エ 通院慰謝料 150万円

被告が診療を受けた病院には入院施設がなかったため、入院はしていないが、本件転倒事故後、4, 5日程は激痛と熱により5時間置きに強い鎮痛薬を飲み続け、15日程は一切寝起きができない、座って壁に寄りかかった状態で睡眠した。1か月が過ぎても寝起きに杖を必要とし、寝返りもできなかった。合計3か月間、毎日2回湿布薬を交換し、固定ベルトを装着し続けるなどした。湿布薬の交換を家人にしてもらわざるを得ないなど、家人も外出等の制限を余儀なくされ、その負担も考慮すべきである。

オ 後遺症慰謝料 300万円

被告にとって、週3回程の温泉入浴は日常生活に欠かせない大事な時間であり、生活の一部であったが、本件転倒事故によるトラウマから滑りに対して異常なまでの恐怖があり、浴室での歩行が困難になった。息苦しさやめまいのような感覚を持つなど萎縮症状も出てしまい、入浴そのものにも苦痛を感じることさえある。

被告は、背中側の左肋骨骨折と頭部打撲によって、転倒直後に全く体が動かず、もうろうとした意識の中で、死の恐怖を体験し、これによってPTSD(外傷後ストレス障害)を発症した疑いがある。原告は、少なくとも、この先完治するまでの治療に要した費用を支払うべきである。

カ その他の慰謝料 1000万円

被告が原告の責任者に面会を求めたところ拒否され、原告が依頼した東京の弁護士から詐欺師扱いの一方的になじる文面の書面が届き、脅された。そして、ついには原告が本件訴えを提起した。このように、被告は、当初より、原告から非礼や不条理な扱い、侮辱の数々を受けた上に、不必要的本件訴訟への対応を強いた。原告からは見舞いの言葉さえないし、本件訴訟においても不誠実な対応をして訴訟を長引かせた。

それだけでなく、被告は、本件転倒事故によって、ゴルフやお盆の墓参り等を断念せざるを得ず、多くの

人々に心配や迷惑をかけてしまった。

(原告の主張)

アの入浴料が1000円であることは認めるが、その返還義務はない。

イないしオについて、原告は知らないし、その賠償義務はない。そもそも、被告は本件転倒事故のわずか6日後にホテルを1人で訪れており、けがの治療のために1か月間も休業する必要があったのか疑わしいし、自宅療養の状況を過大に表現している可能性がある。

カについて、原告はやむなく訴訟手続を選択し、裁判所の司法手続という正当な手段で請求を行っており、慰謝料を支払う義務はない。また、原告の職員は被告を心配して声をかけたが、被告の方で特に何もする必要はないとして帰宅したものであり、その対応についても問題ない。

(4) 爭点4(被告が名誉毀損による損害賠償責任を負うか)(請求2項関係)

(原告の主張)

ア 被告は平成21年10月ころから別紙のとおりの内容を記載した書面を第三者に送付し、これによって原告の名誉は大いに毀損された。そして、その損害は慰謝料200万円をもって慰謝されるべきである。

イ 被告の下記主張は否認し、又は争う。

(被告の主張)

ア 被告は、原告から面会を拒否され、責任者も常に不在であると言われ、やむなく関係機関に相談したところ、官公庁や関係団体等に相談するよう提言され、苦情相談窓口がなかったため、数名の役員個人宛て封書で相談書を送付したのである。被告としては、不特定多数の者に対して原告の不誠実さを流布したのではない。そして、相談する以上、本件転倒事故の経緯を記す必要があり、相談書にその経緯を記すこととした。被告には、名誉毀損の意思はないし、その内容も名誉毀損に当たらない。

イ 上述のとおり、被告はホテルAの大浴場で転倒して肋骨を骨折するなどしたのであり、そのことについて原告が債務不履行又は不法行為の責任を負うことには明らかである。

そもそも、原告から見舞いの言葉もなく、原告は数か月も放置したのであり、消費者である被告にとっては、クレーム相談は当然の権利である。原告はもちろん、相談先も公共性が高く、被告としては、安全対策を関係団体全体としてとるよう要望したもので、公共の利害に関する相談を専ら公益目的でしたものであった(以上は抗弁)。

第3 当裁判所の判断

1 爭点1に対する判断

(1) 被告は本件転倒事故によって左肋骨骨折等の傷害を負ったと主張しているのに對し、原告は当該事

故が発生したことを含めて争っている。

ア そこで、まず被告が平成21年7月下旬ころ左肋骨を骨折していたのかについて検討すると、この点について、B整形外科クリニック（以下「B整形外科」という。）の丙川三郎医師（以下「丙川医師」という。）は、被告の主訴だけでなく、合計4回もレントゲン撮影をした上で、被告の左肋骨が骨折したと一貫して診断しているところであり（甲11ないし23、乙1）、その診断内容に対して明らかに疑問を差し挟むべき事情は見当たらない。

イ この点について、被告の言う骨折の本数が変遷してきたと指摘しているが、丙川医師は平成21年7月29日にレントゲン撮影をした上で左第8肋骨骨折と診断し（甲11）、同年8月12日にもレントゲン撮影をして左第7・8肋骨骨折と診断しているのであるし（甲13）、レントゲン写真を見ても、本来つながっているはずの肋骨がずれている箇所が複数あることが分かる（甲18ないし23参照）。そして、肋骨の形状や部位からして、このような診断内容の変遷自体は不自然・不合理なこととまでいふことはできない。

なお、被告は最終的に左肋骨が3本折れていたと主張し、平成21年10月にそのように診断されたと供述しているところ、同月のレントゲン写真（甲21）を見ると仮骨が2箇所形成されているように見えるものの、その他のレントゲン写真（甲16ないし19、22、23）において3箇所が骨折していることをはっきりと確認することまではできないことから、3本が骨折したとまで認定することは躊躇われる。

ウ 以上より、被告は平成21年7月下旬ころ、背中側の左肋骨を少なくとも2本骨折していたと認められる。

(2) 次に、本件転倒事故が発生したか、具体的には、被告が平成21年7月29日に本件階段部分で左背部から転倒したかどうかについて検討する。

ア 後掲の証拠等によれば、次のような事実が認められる。

(ア) ホテルAの大浴場は源泉かけ流しの温泉であり、内風呂の床材は大半が十和田石であり、グラインダーで溝がつけられている。

これに対し、本件階段部分の床材は御影石であり、これにジェットバーナー仕上げをして粗面にされており、さらにグラインダーで横側に（階段と平行して）溝がつけられている（甲35ないし38、乙3、丁木証言、弁論の全趣旨）。

(イ) 平成21年7月29日

a 被告は、午後1時ころ、ホテルAのフロントで入浴料（1000円）を支払った上で、1階の大浴場に行った（被告本人供述、亥井証言、弁論の全趣旨）。

b 原告のパートタイマーとして勤務している丁木

薰氏（以下「丁木氏」という。）は、午後1時30分前後ころ、大浴場の脱衣室で被告と話をした。被告は浴場で転んだと述べ、丁木氏からホテルAの近くに病院があることを聞いた（甲31、被告本人供述、丁木証言）。

c 原告の職員であり、フロント係を担当している亥井四郎氏（以下「亥井氏」という。）は、午後1時40分ころ、フロント近くの椅子に座って、左側の腰や背中の辺りをさすっている被告に声をかけた。被告は、亥井氏に対して浴場で転んで痛めたなどと述べたほか、亥井氏からの湿布薬を持ってくることの申出等に対し、その必要はないなどと言った（甲5、32、被告本人供述、亥井証言）。

d 被告は、午後2時ころ、ホテルAを出た（被告本人供述）。

e 被告は、その日のうちに、B整形外科に行き、丙川医師に対し、左背部がその日から痛く、その原因是転倒したことであると述べた。丙川医師が診察したり、レントゲン撮影をしたりした結果、左第8肋骨が骨折しており、その部位の圧痛と介達疼痛がみられる診断した（甲11、16、17、被告本人供述）。

(ウ) 被告は、同年8月4日昼ころ、自動車を運転してホテルAを訪れ、亥井氏に対し、先日浴場で滑って転倒して肋骨を骨折したと述べ、事故や保険の担当者が誰であるのかを聞くなどしたほか、本件階段部分等の写真を撮影した（甲32、乙3、被告本人供述、亥井証言）。

(エ) 被告は、同月6日、丙川医師に対し、疼痛が残存しており、その他特に変わりないと述べた（甲12）。

(オ) 被告は、同月12日、丙川医師に対し、まだ痛みがあると述べた。また、丙川医師は、レントゲン撮影をした結果、左第7肋骨も骨折している、仮骨が形成されていないと診断した（甲13、22、23）。

(カ) 被告は、同年9月9日、丙川医師に対し、まだ少し痛むと述べた。また、丙川医師は、レントゲン撮影をした結果、仮骨形成が認められるため疼痛は改善してきていると診断した（甲14、18、19）。

(キ) 被告は、同年10月19日、丙川医師に対し、痛みは軽快してきていると述べた。また、丙川医師は、レントゲン撮影をした結果、骨が癒合してきており、ほぼ治癒と診断した（甲15、20、21、乙1）。

イ 以上の事実を踏まえ、被告が主張する本件転倒事故の有無について検討すると、被告は自らの主張に沿う供述をしているところである。

確かに、他に目撃者がいないことから、被告の上記供述をそのまま採用することができるかについては慎重に検討すべきと考えられるが、被告は平成21年7月29日から今日に至るまで、ホテルAの大浴場で転倒したと一貫して述べてきたところ、本件訴訟での主張

や供述の内容は具体的であり、明らかに不自然・不合理な内容とはなっていない。

例えば、本件階段部分に用いられている御影石は、ジェットバーナー仕上げをしてグラインダーで溝をつけていているとはいえ、十和田石よりも滑りやすいことは否定し難く（当事者間にも争いない。）、甲34にも、濡れている状態では転倒の可能性が思料されたと記載されているところ、そのような床材が用いられている階段を下りようとした際に、転倒して左肋骨を骨折することは、足のとられ方や転倒の際の体勢によってはありうるところである（原告は尻もちをつくのが普通であるなどと主張しているが、そう言い切ることはできない。）。

また、被告は平成21年7月29日にB整形外科で左肋骨骨折との診断を受けており、これは被告が丁木氏らに対して浴場で転倒したと述べたのと同じ日のことである。そして、被告の主張する本件転倒事故以外に肋骨骨折の原因となりうる事実は見当たらず、本件転倒事故が肋骨骨折の原因であると理解するのが客観的事実と整合的である。

ウ 以上の点に関し、原告の主張についても検討しておく。

(ア) 原告は被告が湿布薬の申出を断ったことなどを指摘している。しかし、被告は丁木氏に病院のことを聞いたのであるし、現にその日のうちに病院に行っており、湿布薬を断ったこと自体は、本件転倒事故の存在を否定すべき事情とまでいふことはできない。なお、被告は亥井氏が湿布薬を勧めたことを否定していたが、それが誤りであったことを認めるに至っているところ、上記判示の事実関係に照らせば、そのような変遷があったからといって、本件転倒事故の存在そのものまでもが疑わしいということにはならないといわざるを得ない。

(イ) 原告は、被告が「おたくは悪くない」と言っていたことや、原告が保険に加入しているかを聞いたこと等も指摘しているものの、本件転倒事故に遭ったという被告の供述は、当日に左肋骨骨折との診断を受けたなどの客観的事実と整合的であるなどという上述した事情も考慮すると、原告指摘の点は供述の信用性を否定するに足りる事情とはならない。

エ 以上より、被告の供述を採用することができ、これによると被告の主張する本件転倒事故の存在が認められ（以下では、本判決で認定されたこの事故のことを「本件転倒事故」という。）、さらに、本件転倒事故により被告の背中側の左肋骨が少なくとも2本骨折し、左頭部の耳上部分を打撲したと認定することができる。

2 爭点2に対する判断

(1) まず、被告は原告が工作物責任を負うと主張

しており、本件階段部分の設置又は保存に「瑕疵」があったといえるかがポイントとなる。

確かに、本件階段部分に用いられている御影石は、十和田石よりも濡れたときに滑りやすいものであることは否定し難いが、ジェットバーナー仕上げ等がされており、一般的に浴場の床材に使用されているものである（甲35、38）。しかも、ホテルAの浴場は源泉かけ流しとはいえ、平成21年7月当時も毎日床の清掃がされていたことがうかがわれる（丁木証言）。そして、ホテルAは開業から20年以上経っているとはいえ、その程度の期間経過により、直ちに温泉施設の床として通常備えているべき安全性を欠くに至ったとまでいえるかは疑問もあり、証拠上、本件階段部分の床がそのような安全性を欠いていたとまで認めることもできない。

また、内風呂の中央部分に階段があることについては、確かに、階段がないのがベストであるとはいえるものの、構造上や設計上その他の必要から階段を設置した場合に、そのことが直ちに「瑕疵」とまでいえるかは疑問がある。現に、温泉施設に階段を含めた段差が設けられている例もあるところ（公知の事実）、そのような段差があれば、相当の確率で転倒事故が発生するとまで認めることはできず、これまで他に本件階段部分での転倒による重大事故は発生していないこと（弁論の全趣旨）をも考慮すれば、階段が設置されていることが直ちに「瑕疵」であるということはできない。

以上より、工作物責任に関する被告の主張は理由がない。

(2) 次に被告は、原告は客が安全に浴場を利用することができるようすべき義務を負っており、その義務を怠ったとも主張している。

ア(ア) この点について検討すると、上述のとおり、本件階段部分に瑕疵があるとまでいえないとしても、浴場の利用者は通常、床を素足で歩くのであり、しかも、本件階段部分は浴場の中央部分であり、近くに浴槽や洗い場があることからすると（甲2、乙3）、源泉かけ流しの温泉の湯又は洗い場から流れてきた湯水で濡れていることが多いと考えられる。そして、上述したとおり、御影石はジェットバーナー仕上げ等をしたとしても十和田石よりも滑りやすいことは否定し難い（甲34にも、濡れている状態では転倒の可能性が思料されたと記載されている。）。

しかも、本件転倒事故の現場は階段になっており、階段を上り下りしようとするときは片足を上げた状態になり、しかも体の重心が前後に移動することもあって、瞬間的に、体の中心よりも後ろ側に重心が傾き、結果として背部から転倒しやすくなることも明らかである。そして、本件階段部分の横の長さは約3メート

ルであり、相当広いといえる。

そうすると、本件階段部分の床が水分で濡れている状態で、素足で歩くと、滑り抵抗値が少なくなる結果、滑ってしまう可能性があり、いったん滑ってしまうと転倒は避けられないと認められる。なお、本件階段部分の御影石にはグライダーで溝がつけられているというものの、その溝は大した深さではなく、溝と溝との間隔も広いから（甲38、乙3）、滑った際にそれを食い止める程の力はないことが明らかである。

(イ) しかも、本件階段部分に至る通路の床材は原告も最も滑りにくいという十和田石であるのに対し、本件階段部分はジェットバーナー仕上げ等がされているとはい、濡れると滑りやすい御影石であり、通路を通って本件階段部分に至ると滑りやすさが変わるという事情も認められる。そして、滑りにくい場所から滑りやすい場所に来たときには、滑る可能性を意識しづらい結果、予期せずして滑ってしまうことも想定される。

それだけでなく、温泉にはリラックスをしに行く場合も多く、注意が散漫になりがちであり、しかも、本件の階段は横に広く、段差がわずか2段であるがゆえに、利用者が滑らないように注意をしなければという気持ちを抱きにくいという特殊性も認められる。

(ウ) そして、ホテルAは客室だけで750名の収容が可能な岩手県でも有数のホテルであり（甲1、公知の事実）、浴場の利用者も多く、その年齢等もまちまちであることがうかがわれる。

しかも、ホテルAの大浴場には、内風呂の奥に檜風呂があったり、外に露天風呂があったりし（甲1、2、被告本人供述）、大浴場内で度々移動することが予定されており、この移動に伴う滑りの危険性への対策の必要性がより認められるところである。

(エ) 以上のこと踏まえると、原告には、浴場の利用者に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、利用者が本件階段部分において滑って転倒しないように配慮すべき義務があったというべきである。ただし、温泉施設の床が滑りやすいことは一般的に認識されていることであり、施設の設置者だけに一方的な義務があると考えることは相当ではなく、上記義務は利用者が一定の注意を払うこと前提としたものと理解すべきと考えられる。

具体的には、利用者に分かりやすく転倒への注意喚起の表示をしたり、床についてさらなる滑りへの対策をしないのであれば、利用者の動線上に手すりを設置したりするなど、利用者が注意を払うことと相まって、トータルとして転倒を防止することができる程度の対策を講じたりすべき義務があると考えられる（床材を十和田石のような滑らないものにしたり、本件階段部分にマットを敷いたりすることによって滑り自体を生

じなくすることも一つの対策の講じ方と考えられる。）。

イ この点について、確かに、本件階段部分においてこれまで他に転倒による重大事故が発生したとは認められないものの（弁論の全趣旨）、上述のとおり、本件階段部分における転倒の可能性があることを考慮すれば、これによって義務の存在が否定されることにはならない。

また、原告は、法律上の規制がないことを指摘しているが、ここで問題となっているのは、私法上の義務としてそのような義務があるかという問題であり、法律上の規制の有無によって直ちに決まるべき問題ではない。

さらに、本件階段部分に用いられている床材は一般的に用いられているものだが、本件階段部分の床材は他の場所に用いられている十和田石よりは滑りやすいものであり、一般的な床材であることを考慮したとしても、十和田石と御影石との滑りの違い等に伴う安全配慮の義務が生ずると考えることができる。

そして、原告は本件転倒事故が専ら被告の不注意によって生じたと主張しているが、被告が走っていたなどという事情は認められず、専ら被告の不注意によって生じたものと断することはできない。

なお、原告は階段の段差が小さいこと等を指摘しているが、2段合わせて27センチメートルあれば、その階段を下りるときに片足で立つ状態になるのであり、上記判示のような転倒の危険が生ずることは否定し難く、原告指摘の点は義務の存在を否定する根拠とはならない。

ウ 以上のことを踏まえ、原告が上記のような義務を果たしたといえるかをみてみると、確かに、内風呂の入り口付近に転倒への注意喚起の立看板や表示がされていたが（甲24、25）、上述のとおり、本件階段部分には他の部分よりも滑りやすいという特性があるのであり、温泉施設全般に関する注意喚起とは別に、分かりやすく本件階段部分に対する注意喚起の表示をすべきであったと考えられる。しかし、本件階段部分には注意喚起の表示はされていなかったというのである（乙3、弁論の全趣旨）。

また、本件階段部分の床について、ジェットバーナー仕上げにして溝をつけただけで、それ以上の滑りへの対策は特にされていなかったし、本件階段部分付近に手すりも設置されていなかったというのである（乙3、弁論の全趣旨）。

なお、原告は本件階段部分の浴槽とは反対側に袖壁があると指摘しているが、上述のとおり、階段の横の長さは約3メートルであり、浴槽側を通る場合には、袖壁を手すりとして用いることはできないことになり、袖壁があるから滑りへの対策が十分であるという

ことにはならない。

そうすると、原告は、私法上、利用者に対して果たすべき上記義務を十分に履行していなかったといわれても仕方ないと考えられる。

エ 次に、原告の義務違反と本件転倒事故による被告の傷害との間に因果関係があるかを検討すると、確かに、転倒への注意喚起の表示があったとしても、本件転倒事故が発生した可能性は否定し難いところである。

しかし、被告は本件階段部分の若干浴槽側を歩いていたところ、被告は浴槽から上がったばかりで足の裏が濡れていたことは明らかであるし、本件階段部分の床も濡れており（以上につき、被告本人供述、弁論の全趣旨）、被告は浴槽側に手すりがあれば使っていたと供述していることを考え合わせると、利用者の動線上に手すりが設置されていれば、被告がこれを使用し、結果として、本件転倒事故が発生しなかったと認められるし、そのほかのトータルとして転倒を防止することができる程度の対策が講じられていた場合にも、本件転倒事故は生じなかつたと認められる。

オ そうすると、原告は、本件転倒事故によって被告が被った損害を賠償する責任を負うことになる。

カ なお、本件の事案の性質上、あえて付言しておくと、本判決が認める義務は、あくまでも本件階段部分に限ったものであり、これをあらゆる温泉施設において、あるいは、ホテルAの浴場のあらゆる場所（フラットな部分等）においても認める趣旨ではないし、本件階段部分において転倒したとしても、因果関係の判断は個々の事案ごとにされるべきことであり、本判決の内容を一般化すべきものではないと考えられる。

3 爭点3に対する判断

(1) 本件では、債務不存在確認を求めている原告において、損害額をも確定することを望んでいることから、その確定をする必要があると考えられる。

(2) 被告の主張している損害について、一つずつ検討していくこととする。

ア 入浴料

被告が入浴料として1000円を支払ったことは上述のとおりであるが、少なくとも被告は、原告が転倒防止対策を十分にはとっていなかったことによって、入浴後間もなく転倒し、これによってほとんど入浴することなく風呂を出たというのである。そうすると、被告が支払った入浴料は、原告の債務不履行と因果関係のある損害と評価することができる。

イ 治療費

被告は診療代等の支出を裏付ける客観的な証拠を提出しない。そうすると、証拠によって、被告が支出した診療代等の金額を認定することはできず、原告にその賠償を命ずることもできない。

ウ 休業損害金

被告が不動産業に従事していることは当事者間に争いのないところであるが、被告は親族が経営する会社において稼働しており、被告には現実的な収入の減少はないとのことである（被告本人供述）。また、被告は、稼働できなかつたことによって会社に利益を出すことができなかつたと供述しているが、これを被告自身の損害とみることはできない。

そうすると、被告に休業損害が生じたと認めることはできない。

エ 通院慰謝料

被告は本件転倒事故により左肋骨骨折等の傷害を負い、これによって事故当日から3か月弱の期間通院した（通院は合計5回）ことから、原告はこれによる慰謝料を賠償する責任を負うことになる。

そこで、その金額について検討すると、被告には本件転倒事故そのものによる衝撃があったと考えられること、治癒するまでの通院期間・回数に加え、左肋骨は骨折すれば痛みや苦痛を相当感じる場所であることは容易に推察され、被告自身、相当な痛みや苦痛を感じたと供述しているところである（B整形外科でも痛止めの内服薬を処方された（甲11、13、14、弁論の全趣旨）。）。そして、被告が通院していたのは夏であり、その時期に外用薬等を使用せざるを得ないこと自体、苦痛であるし、痛みがあったのが背中側であったこともあって、治癒するまでに他人の手助けを必要としたこともあったと考えられる。このほかに、平成21年9月初めころには疼痛が改善してきたこと（甲14）、その他本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、通院慰謝料としては90万円が相当である。

オ 後遺症慰謝料

被告が本件転倒事故によって一定の衝撃を受けたこと自体は否定し難いものの、そもそも被告自身、浴場は滑りやすいことを認識していたと考えられ、本件転倒事故の態様、被告の傷害の内容・程度等を考慮すると、本件転倒事故によって直ちに被告が主張するような後遺症が残存するということはできず、後遺症の存在を裏付ける証拠も見当たらない。

そうすると、被告に後遺症が残存したことを前提として慰謝料の支払を認めることはできない（なお、被告は少なくともこの先の治療に要する費用を支払うべきと主張しているが、治療が実施されていない現時点で原告に対してこの支払を命じるべき法的根拠は見当たらない。）。

カ その他の慰謝料

被告の主張しているものは、本件転倒事故から直接生じた損害ではなく、その後の対応等を問題視するものであるから、本件で審理の対象になるのか疑問もあるが、これを措いた上で、被告の主張について検討す

る。

まず被告は、本件転倒事故後の原告側の対応について問題視しているが、それによる損害賠償を請求するためには、原告の対応に違法性があったことが必要になるところ、被告の主張を仔細に検討しても、これが違法であるとまでいうべき事情は見当たらない。

また、被告は、原告が依頼した弁護士からの書面（甲3）の内容についても指摘しているが、その内容自体、被告が虚偽の主張をしていると断定するものではないし、被告を脅迫するものとまで認めることもできず、これを根拠に原告に対して慰謝料の賠償義務を認めるることはできない。

さらに、被告は、原告が本件訴えを提起したことの不当性等も指摘しているが、原告が自らの主張等が事実的又は法律的根拠を欠くことを知りながら、又は容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなどという損害賠償を認めるべき事情までは認められない。

なお、被告は、多くの人に心配や迷惑をかけてしまったことを指摘しているが、そのことによる慰謝料は上記工に含まれていると解される。

(3) 以上を踏まえると、被告には少なくとも90万1000円の損害が生じたことになる。そして、原告の責任は温泉施設を開設する者の責任として重いものがある一方で、被告は週に数回も温泉に行くほどの温泉通であり（弁論の全趣旨）、温泉が転倒しやすい所であることを十分認識していたと考えられ、特に階段の上り下りの際に注意を期待することもできたこと等を考慮すると、本件転倒事故によって生じた通院慰謝料の全額を原告に負担させることは公平とは言い難い（これに対し、入浴料の損害については原告が全額負担すべきである。）。

そして、本件転倒事故の態様その他本件にあらわれた一切の事情を考慮すれば、通院慰謝料について4割の過失相殺をすべきと考えられる。

(4) 以上より、原告は被告に対して、債務不履行に基づき、54万1000円を賠償すべき責任を負うことになる。

4 爭点4に対する判断

(1) まず、被告が別紙の内容の書面を送付したことについては概ね当事者間に争いはないところ、この書面の内容（甲5ないし10）を見ると、第三者としては、ホテルを運営している原告が浴場の安全対策をしていないことによって、その利用者である被告が転倒して肋骨を骨折したなどの印象を受けるのであり、そのような書面の送付によって原告の名誉が毀損されること自体は否定し難いところである（このことは、書面の送付が相談のためにされたとしても変わりない。）。なお、被告は送付先が限定されていること等を

指摘しているものの、送付先は団体の役員であり、しかも当該役員の勤務先等であることに照らすと、被告指摘の点によって名誉毀損そのものが否定されることはないといわざるを得ない。

(2) しかし、次のことを踏まえると、被告の行為は不法行為とならない。

ア まず、被告の書面送付の目的について検討すると、確かに、原告からすると、被告の行為を知った際には相当なとまどいもあったと思われるが、被告はホテルAの利用者になりうる者に対して直接表示行為をしたわけではなく、その対象は原告とも一定の関係のある者に限定されており、しかも、別紙のもとになった書面（甲5ないし10）をみると、原告を一方的に非難するのではなく、適切な対応を求めるような内容ともなっており、その表示内容から直ちに不当な目的がうかがわれるということはできない。しかも、当時は、事実関係や法的責任の有無について当事者間で争いとなっていたのであり、本判決が言い渡された現時点とは状況が大きく異なるところである。そうすると、別紙の書面送付の段階では、被告に温泉施設の安全を図るといったような公益を図る目的もあったことは否定し難いところである。

イ また、別紙の内容も、ホテルを運営する原告に対して安全対策を求めるなどという内容となっており、これが公共の利害に関するものであることも否定し難いところである。

ウ そして、別紙の内容には、救護訓練をしていないとか、偽装であるなど若干言い過ぎている面がないわけではないものの、記載事実そのものが真実であつたり、その前提としている主要な点が真実であつたりしており、その内容も度を超したものとまでいうことはできないから、そのような書面を送付する行為は違法性を欠くことになる。

(3) 以上より、名誉毀損を理由とする原告からの損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

原告の請求は主文1項に掲げる限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条ただし書を適用し、主文のとおり判決する。
(裁判官・野上誠一)

別紙〈省略〉